

2012 国際協同組合年全国実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、2012 国際協同組合年全国実行委員会という。

(目的)

第2条 この会は、2012 年の国際協同組合年にあたり、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く国民に認知されるよう取り組みを行うとともに、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協同組合年に関する全国規模の行事の開催に関すること。
- (2) 国際協同組合年および協同組合の価値・役割等に関する広報、国際協同組合年の運動参加の呼びかけに関すること。
- (3) 国際機関、国、協力団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 この会の委員は、国際協同組合年の趣旨に賛同する者とする。

- 2 委員の任期は、この会の発足の日から業務が終了し解散するまでの間とする。
- 3 委員は無報酬とする。

(委員の職務)

第5条 委員は、この会を構成し、運営に関する重要事項を決定する。

(役員)

第6条 この会に役員として、代表1名、副代表若干名および監事2名を置く。

(役員を選出)

第7条 役員は、委員の互選により選任する。

(役員の任期等)

第8条 役員は、選任された日から業務が終了し解散するまでの間とする。

- 2 役員は無報酬とする。

(代表・副代表の職務)

第9条 代表は、この会を代表し、総理する。副代表は、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

(監事の職務)

第10条 監事は、この会の運営および会計を監査する。

(幹事)

第 11 条 この会の事業を企画・推進するため、幹事および幹事会を置く。

2 幹事は無報酬とする。

(事務局)

第 12 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(経費)

第 13 条 この会の経費は、負担金その他の収入をあてる。

(事業年度)

第 14 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(解散)

第 15 条 この会は、2012 年終了後、この会の議決により解散する。

(代表への委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、代表が定める。

附則

1 この規約は、2010 年 8 月 4 日から施行する。

2 この会の設立当初の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から 2011 年 3 月 31 日までとする。

協同組合憲章 草案

1. 前文

1. 経済と社会がグローバル化するなか、世界的な金融・経済危機、大規模自然災害等に際して、協同組合は、地域社会に根ざし、人びとによる助け合いを促進することによって、生活を安定化させ、地域社会を活性化させる役割を果たしている。こうした重要な役割を果たしている協同組合を、2012年の国際協同組合年を契機に今後いっそう発展させるための基本的な理念を明らかにし、政府に対して、協同組合全体を貫く協同組合政策の基本的な考え方と方針を明らかにするよう求めるため、ここに協同組合憲章草案を定める。
2. わが国は、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれにともなう原子力発電所事故によって、これまでの国土開発政策、エネルギー政策、社会経済政策、地域経済と地域社会づくりなどに、根本的な反省を迫られている。
3. 東日本大震災では、政府による公的支援が遅れるなかで、多くの協同組合が、これまで培ってきた協同のネットワークを活用して、被災住民への支援を積極的に行なった。協同組合以外の分野でも、至るところで市民による多様な被災地支援が行なわれ、共助・協同への関心が高まった。社会を安定化させるためには、自己責任(自助)と政府の援助(公助)だけでは不十分であり、人びとの助け合い(共助)が必要だという社会認識が広まっている。
4. 人びとの助け合いの絆を強化し、無縁社会を友愛と連帯の社会に変え、限界集落の増加・人口減少・雇用の不安定化などで疲弊する地域経済を活気づけ、食料・環境・エネルギーなどのテーマに取り組み、持続可能な社会をめざして未来を切り拓くためには、相互扶助組織としての協同組合の発展が不可欠である。
5. 世界に目を向けても、同じことが言える。世界は現在、経済的不況、格差の拡大、環境汚染、エネルギー問題、多くの発展途上国の人口爆発と先進国の少子高齢化、頻発する地震・津波・噴火などの自然災害により、危機に直面している。とくに、1980年代に始まり90年代に入って本格化した新自由主義にもとづく経済のグローバリゼーションは、世界的に貧困と格差を増大させた。
6. その一方で、多くの国で民主化が進み、社会の主権者としての市民が社会づくりのイニシアチブを発揮するようになってきている。各国の市民社会化の発展にともない、市民たちが協同して行なう事業と運動としての協同組合の意義と協同組合への期待が世界的に高まっている。
7. 世界的金融・経済危機の下で、加えて、行き過ぎた市場主義への危惧が表明される国際的潮流のなかで、2009年12月、国連総会は、2012年を国際協同組合年と宣言する決議を採択した。この決議は、世界各国の社会経済開発において協同組合がこれまで果たしてきた役割と、今日の社会経済問題の改善に貢献する可能性を評価したうえで、全加盟国の政府と関係者に対して、この国際年を機に、協同組合への認知度を高め、協同組合を支援する政策を検討・整備するよう促している。
8. 国連のこの要請に応えることは、日本の協同組合と政府の責務である。協同組合は、自らの努力によって協同組合運動をいっそう発展させなくてはならない。また、政府は、協同組合の発展を促進するための制度的枠組みを整備しなければならない。

2. 基本理念

1. 近代的協同組合の起源は、19 世紀の産業革命のもと、ヨーロッパ各国で労働者、農林漁業者、中小の商工業者、消費者たちが生活を守るために自発的に取り組んだ協同の活動であった。
2. 協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である(付属文書参照)。協同組合は、相互扶助の非営利の組織として、国民経済の一翼を担っている。その共通の基本理念は、組合員の助け合いと協同であった。協同組合の基本理念は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に集約されている。協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎としている。また、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的価値を信条としている(付属文書参照)。
3. 協同組合は、経済的公正を求めて、経済的弱者の地位の向上に努めるとともに、組合員の出資参加・利用参加・運営参加といった参加型システムを発展させることによって、民主主義を浸透させる学校としての機能を果たしてきた。協同組合はまた、「働きがいのある人間らしい仕事」を創出する主体として、その発展が期待されている。
4. 協同組合の理念は世界中に広がり、現在、国際協同組合同盟(ICA)は、92 カ国の協同組合・約 10 億人の組合員を擁する、世界最大の国際 NGO(非政府組織)となっている。
5. 日本は、延べ 8,026 万人の組合員と 64 万人の職員を擁する、世界でも有数の協同組合が活動する社会となっている。これらの協同組合は、主として農林漁業、商工業、金融、共済、消費生活などの経済の領域で活動してきたが、近年は、組合員のための共益的活動だけでなく、医療・福祉、子育て支援、仕事おこし、買い物が困難な人への生活必需品の供給など、地域社会全般にかかわる公益(公共の利益)のための活動を強化させている。
6. 従来、社会全般にかかわる公共的な財とサービスの提供は国家の役割とみなされてきたが、阪神淡路大震災以降、NPO(非営利組織)などの市民組織が取り組む社会貢献活動の重要性が注目されるようになってきた。協同組合がこのような活動に取り組む組織としてよりいっそうの役割を果たすためには、協同組合同士の協同を強め、地域住民や NPO などのさまざまな組織と連携し、さらに行政との協働を促進して、地域社会のために活動することが必要である。

3. 政府の協同組合政策における基本原則

社会経済開発に貢献する協同組合の活動を支援する政府や地方自治体(以下、「政府」)の役割は重要である。政府は、協同組合政策に取り組むにあたって、上記の基本理念をふまえたうえで、以下の原則を尊重すべきである。

(1) 協同組合の価値と原則を尊重する

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」(2001 年)と、国際労働機関(ILO)の「協同組合の振興に関する勧告」(2002 年)に留意し、ICA の「協同組合のアイデンティティに関する声明」(1995 年、付属文書参照)に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

(2) 協同組合の設立の自由を尊重する

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

(3) 協同組合の自治と自立を尊重する

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

(4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

(5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的^{セクター}部門と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。

4. 政府の協同組合政策における行動指針

政府は、具体的な協同組合政策に取り組むにあたっては、上記の基本理念と基本原則をふまえたうえで、下記の行動指針を尊重すべきである。

[協同組合の活動の支援]

(1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する

協同組合が安全・安心な食料などの確保、金融や保障(共済)へのアクセス、地域の雇用・福祉・医療・環境・教育問題等の解決に取り組む際、その活動を支援する。

(2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、災害からの復興や地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即してさまざまな関係者や関係団体が参加できる仕組みを創設する。また、協同労働型の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する。さらに、再生可能な自然資源を活用した協同組合による分散型エネルギー供給事業の創設等を支援する。

(3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する

地方自治体は、地域社会の活性化を図るために、協同組合振興条例やまちづくり条例などを制定し、協同組合・NPO・自治会など、地域社会に根ざす諸組織を支援する。

(4) 協同組合に関する教育・研究を支援する

協同組合について理解する機会を増やすために、協同組合に関する教育を小学校から学校教育に導入し、大学における協同組合研究の機会を増やす。また、女性、高齢者、障がいのある者、自然災害の被災者たちをはじめ、希望者が協同組合をつくる際には、必要な教育と職業訓練の機会を確保する。

(5) 協同組合の国際的な活動を支援する

地球温暖化、環境汚染・破壊、飢餓、貧困、社会的排除等の諸問題の克服や、多文化共生な

どに貢献する協同組合の国際的活動を支援する。また、発展途上国の協同組合の育成を支援するために、政府開発援助(ODA)の拠出等の支援を行なう。とりわけ、国連のミレニアム開発目標への協同組合の貢献を強化するために必要な対策と支援を行なう。

[適切な協同組合政策の確立]

(6) 横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける

協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組みを行政内に設ける。

(7) 協同組合の制度的枠組みを整備する

協同組合の発展を図るために法制度について必要な見直しを行なうとともに、協同組合を推進するための新しい法制度についての検討を進める。また、税制、会計基準、自己資本規制などについて検討するにあたっては、協同組合の特質に留意する。

(8) 協同組合における定款自治の強化を支援する

協同組合の地域的条件、事業内容、規模などに対応して柔軟な制度設計が可能となるよう、協同組合の事業運営や管理における定款自治の強化を支援する。

[協同組合の実態把握]

(9) 協同組合についての包括的な統計を整備する

協同組合が経済活動に与える影響を総合的に評価するために、政府統計のない協同組合分野についても統計づくりを進めることで、包括的な協同組合統計を整備する。

(10) 協同組合の社会的貢献について調査する

協同組合の社会的役割を評価するために、協同組合による人づくり、絆づくり、まちづくり、自然環境保全活動などの社会的貢献について調査し、その結果を公表する。

5. むすび

1. 国際協同組合年を契機として、協同組合は、地域のさまざまな組織、政府や地方自治体との協働を促進し、さらに公益的活動の発展を図る決意を表明する。そして、その過程で協同組合は新しい活動分野をつくりだし、地域の経済と社会のリーダーとしての役割を担う。
2. 政府は、地域社会を活性化するうえでの協同組合の役割を認識し、協同組合の発展を支援する。

以上

付属文書

「協同組合のアイデンティティに関する声明」(国際協同組合同盟、1995年)

<定義>

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

<価値>

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

<原則>

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権(一人一票)をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を

次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

- ・ 準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため。その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。
- ・ 協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため。
- ・ 組合員の承認により、他の活動を支援するため。

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なう場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修、広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

(日本協同組合学会訳にもとづいて一部修正)